

2026年6月16日

各 位

上場会社名 シンポ株式会社
代表者 代表取締役社長 安藤紀彦
(コード番号 5903)
問合せ先責任者 取締役管理本部長 田口茂樹
(TEL 052-776-2231)

**ヤマタケ総業株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果及び
親会社の異動に関するお知らせ**

ヤマタケ総業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が2026年4月30日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2026年6月15日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2026年6月22日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「ヤマタケ総業株式会社によるシンポ株式会社（証券コード：5903）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

本公開買付けに応募された当社株券等の総数（3,279,799株）が買付予定数の下限（1,710,950株）以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

II. 親会社の異動について

(1) 異動予定年月日

2026年6月22日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動に至った経緯

当社は、本日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式3,279,799株の応募があり、応募された当社株式の数の合計が買付予定数の下限（1,710,950株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2026年6月22日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が50%を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社に該当することとなります。

(3) 異動が生じる株主の概要

① 新たに親会社に該当することになる株主の概要

(1) 名 称	ヤマタケ総業株式会社
(2) 所 在 地	愛知県名古屋市長区赤松台 613
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 山田清久
(4) 事 業 内 容	1. 損害保険代理業 2. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 3. 食料品の販売

	4. 日用品雑貨の販売 5. 株式の保有 6. 前各号に付帯する一切の事業
(5) 資本金	1,000 万円
(6) 設立年月日	1990 年 4 月 2 日
(7) 純資産	653,069,003 円 (2026 年 3 月 31 日現在)
(8) 総資産	722,062,203 円 (2026 年 3 月 31 日現在)
(9) 大株主及び持株比率 (2026 年 3 月 31 日現在)	山田清久 75.00%
	山田みさ子 25.00%
(10) 当社と公開買付者の関係	
資本関係	公開買付者は、本日現在、当社株式 1,956,150 株（所有割合（注 1）35.56%）を所有しております。なお、本日現在、当社の取締役かつ公開買付者の代表取締役である山田清久氏は、当社株式を 66,750 株（所有割合：1.21%）を所有しており、山田清久氏の実母である山田みさ子氏は、当社株式を 75 株（所有割合：0.00%）所有しております。
人的関係	本日現在、当社の取締役である山田清久氏は公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の取締役である山田清久氏が議決権の 75.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注 1) 「所有割合」とは、当社が 2026 年 4 月 28 日に公表した「2026 年 6 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された 2026 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (640,198 株) を控除した株式数 (5,500,652 株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入) をいいます。

(4) 異動前後における当社株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数 (議決権所有割合 (注 2))			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	19,561 個 (35.56%)	-	19,561 個 (35.56%)	第 1 位
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	52,359 個 (95.19%)	-	52,359 個 (95.19%)	第 1 位

(注 2) 「議決権所有割合」は、本基準株式数 (5,500,652 株) に係る議決権数 (55,006 個) に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入しております。) をいいます。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者は、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て (但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。) を取得することができなかったことから、当社が 2026 年 4 月 28 日付で公表した「MB0 の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買

収に関する事項)」に記載の一連の手續により、公開買付者が当社株式の全てを取得することを予定しているとのことです。なお、当該手續の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手續及び実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以 上

（添付資料）

2026年6月16日付「ヤマタケ総業株式会社によるシンポ株式会社（証券コード：5903）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026年6月16日

各位

会社名 シンボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 安藤 紀彦
(コード：5903、スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 田口 茂樹
(TEL. 052-776-2231)

会社名 ヤマタケ総業株式会社
代表者名 代表取締役 山田 清久

ヤマタケ総業株式会社によるシンボ株式会社（証券コード：5903）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

ヤマタケ総業株式会社は、2026年6月16日、シンボ株式会社に対する公開買付けの結果を別添のとおり、お知らせいたします。

以上

本資料は、ヤマタケ総業株式会社（公開買付者）がシンボ株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年6月16日付「シンボ株式会社（証券コード：5903）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026年6月16日

各 位

会 社 名 ヤマタケ総業株式会社
代 表 者 名 代表取締役 山田清久

シンポ株式会社（証券コード：5903）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

ヤマタケ総業株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年4月28日、シンポ株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場、証券コード：5903、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年4月30日から本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2026年6月15日をもって終了いたしましたので、その結果について以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 ヤマタケ総業株式会社
所在地 愛知県名古屋市中東区赤松台 613

(2) 対象者の名称

シンポ株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,544,502 (株)	1,710,950 (株)	— (株)
合計	3,544,502 (株)	1,710,950 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（1,710,950株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,710,950株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性のある対象者の株券等の最大数（3,544,502株）を記載しております。これは、対象者が2026年4月28日に公表した「2026年6月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（6,140,850株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（640,198株）及び公開買付者が2026年4月28日現在所有する対象者株式数（1,956,150株）を控除した株式数（3,544,502株）です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2026年4月30日(木曜日)から2026年6月15日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき金1,700円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,710,950株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(3,279,799株)が買付予定数の下限(1,710,950株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2026年6月16日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	3,279,799(株)	3,279,799(株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	3,279,799	3,279,799
(潜在株券等の数の合計)	—	—

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	19,561個	(買付け等前における株券等所有割合 35.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,180個	(買付け等前における株券等所有割合 2.15%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	52,359個	(買付け等後における株券等所有割合 95.19%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	54,961個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2026年2月9日に提出した第56期半期報告書に記載された2025年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（6,140,850株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（640,198株）を控除した株式数（5,500,652株）に係る議決権の数（55,006個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2026年6月22日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しておりますが、本スクイズアウト手続を実施した場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。以上に関する具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ヤマタケ総業株式会社

（愛知県名古屋市名東区赤松台 613）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以上